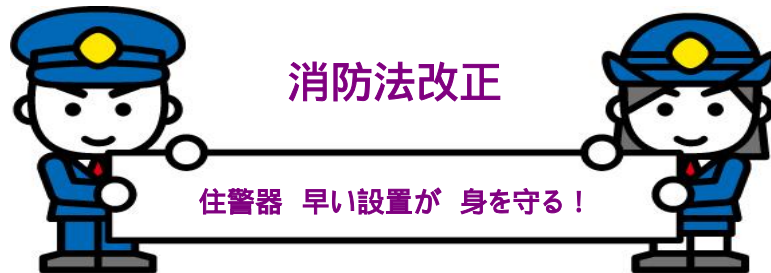


ご存知ですか？

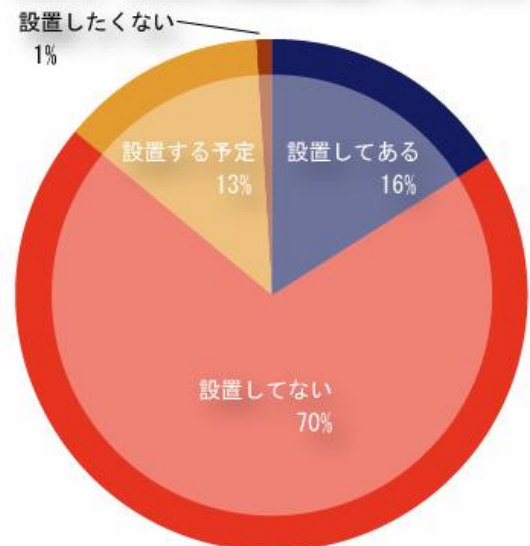
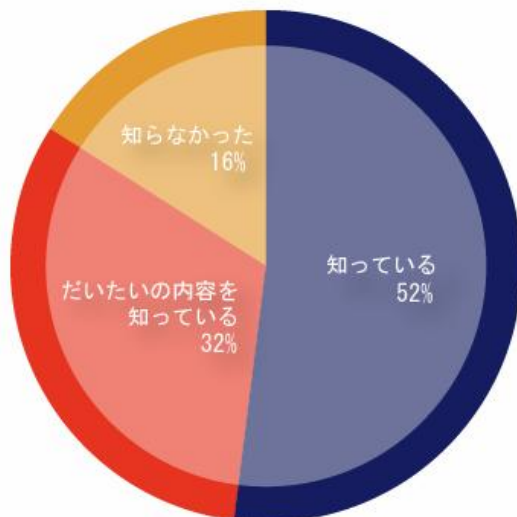
既存住宅への「住宅用火災警報器」の設置が義務化されること。



住宅用火災警報器の設置状況調査のため村上市消防本部管内居住者から任意アンケート調査を行いました。(回答総数506名)

住宅用火災警報器の設置が義務となったことを知っていますか？

お宅には、住宅用火災警報器が設置してありますか？



調査の結果、設置しなければならないことは、80%以上が認識しておりますが、設置状況では村上市消防本部管内の約 25,000 世帯のうち、設置している世帯は約 4,000 世帯(16%)という低い推定結果になります。

住宅火災における死者が全国的に急増しており、死者の約 66.7%が『逃げ遅れ』によることから、火災の早期発見が重要で寝室等への住宅用火災警報器の設置が、新築の住宅ではすでに平成 18 年 6 月 1 日から義務化され、既存住宅でも平成 23 年 5 月 31 日までに設置しなければならないこととなっています。

火災での被害軽減と犠牲者を出さないためにも、まだ設置されていない世帯では早い設置が望まれます。



悪質業者による訪問販売に注意してください！！



住宅用火災警報器についてのお問い合わせは、消防署または各分署まで！

村上市消防本部・消防署	53-0119	荒川分署	62-3240	神林分署	66-7123
朝日分署	72-1240	山北分署	77-2685	関川分署	64-2579